

原議保存期間10年
(平成30年12月31日まで)

警視庁交通部長 殿
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)

警察庁丁規発第15号
平成20年3月3日
警察庁交通局交通規制課長

各管区警察局広域調整(総務監察・広域調整)部長

時差式信号現示による制御に関する運用指針の制定について(通達)

時差式信号現示による制御については、昭和49年9月17日付け警察庁丁規発第65号「時差式信号現示による制御に関する運用上の指針(通達)の一部改正について」及び昭和49年3月6日付け警察庁丁規発第15号「時差式信号現示による制御に関する運用上の指針について」(以下「旧通達」という。)に基づき運用されてきたところであるが、最近の交通情勢にかんがみ、道路交通のより一層の安全と円滑を図るため、時差式信号現示による制御に関する運用について別添のとおり新たな指針(以下「新指針」という。)を定めたので、今後は新指針によることとされたい。また、新指針による運用に当たって、現に運用されているものについて変更する必要がある箇所においては、5年後を目途に逐次変更することとされたい。

なお、旧通達については廃止する。

時差式信号現示による制御に関する運用指針

1 時差式信号現示の意義

時差式信号現示とは、車両用交通信号灯器（以下、「車両用灯器」という。）を用いて、上り方向、又は下り方向を同時に流すことができる交通流に対し、いずれかの一方の青信号表示を延長する信号現示をいう。ただし、矢印信号表示による制御は含まれないものとする。

2 時差式信号機の設置場所

一日を通して上り方向、又は下り方向のいずれか一方の右折交通量が他の方向からの交通量より著しく多い交差点に設置すること。

3 時差式信号機の設置条件

(1) 歩行者専用信号灯器の設置

時差式信号機を設置する場合、時差式信号現示に従って進行する右折車両と右折先の横断歩行者等との交錯を防ぐため歩行者用交通信号灯器（以下、「歩行者用灯器」という。）を必ず設置すること。

(2) 標示板の併設

運転者に時差式信号機である旨を知らせるため、図1に示すような標示板を時差式信号現示で運用する車両用灯器に併設すること。ただし、一の都道府県内においてはいずれか一方の標示板に統一すること。

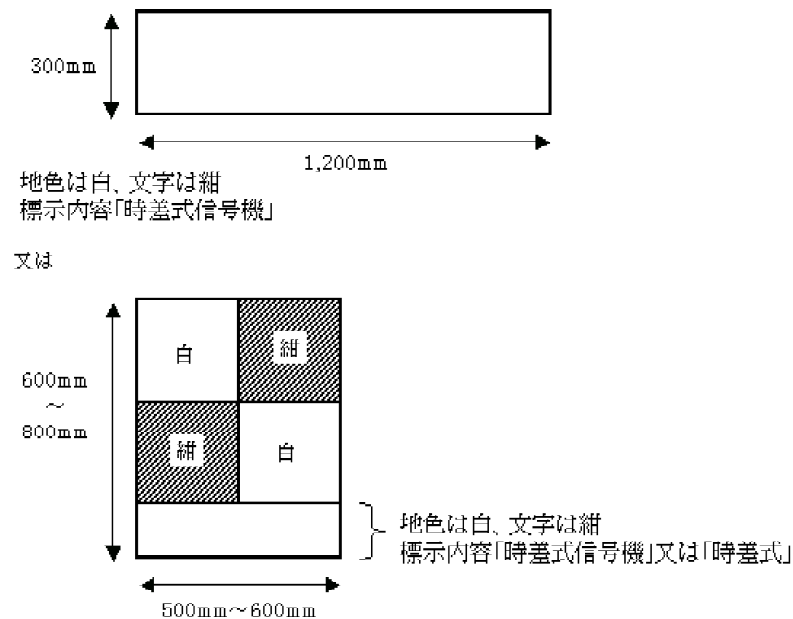


図1 時差式標示板図

(3) 交通規制の併用

ア 十字路交差点等において、右折交通に対する時差式信号現示を表示する場合は、図2に示すとおり、青信号表示を短縮する方向の流入交通に対して、右折禁止の交通規制を終日実施すること。

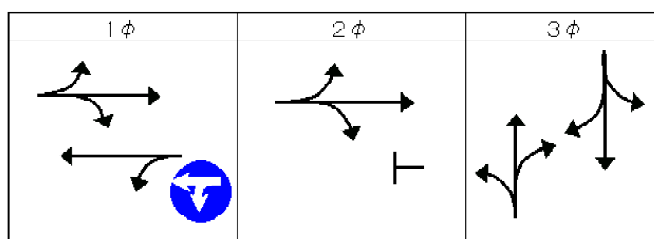


図2 右折禁止措置

イ う回路が確保できない等の理由からアの右折禁止措置が実施できない場合は、図3に示すとおり、上り方向、下り方向それぞれに独立した現示を設ける別出し方式による制御を行うこと。

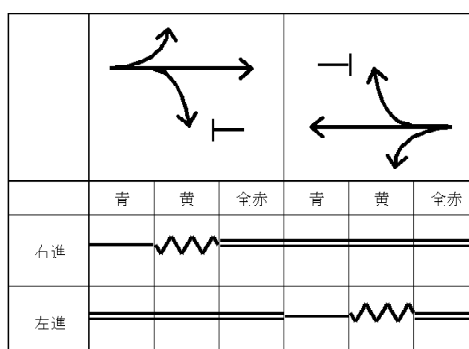


図3 別出し方式

4 その他の留意点

- (1) 標準的な十字路交差点を対象としたいわゆる早出し方式による制御については、右折交通が連続して通行しているところへ、遅出し方向からの対向直進交通が進行し衝突する危険性、遅出し方向の車両の思い込み発進の危険性等が想定されるため行わないこと。
- (2) 青信号表示を延長する時間は、運転者が時差式現示であることを認識できるように、青信号表示を短縮する側のクリアランス時間（黄信号表示時間と全赤信号表示時間の和）より十分長く確保すること。
- (3) 青信号表示を延長する時間帯は右折先の横断歩道を対象とした歩行者用灯器を赤信号表示にすること。
- (4) 十字路交差点で時差現示により表示時間を延長する側に三方向矢印又は丁字路交差点で時差現示により表示時間を延長する側に二方向矢印を同時に表示す

ることは、青信号と同じ意味を表すことになり、当該交差点において二種類の方法で表示することは運転者の混乱を招きやすいので行わないこと。